

田 答
規程ノ改正ニ付テハ考慮スヘシ
ニ第三十七條ヲ削除セラレタシ

要求ニ應ジ難シ

市電運賃増徴程度ヲ引下ケテノ標準ニ接近セラレタシ
即チ一月二十日二十日ノ手停入リ一月二十日ノ移入得ル程度

田 答

市電運賃他ノ関係上望遠困難ナリ (市電ハ半價以下ノ運賃に於テハ為難困難ナリ)
十五般夫手停入程度増徴後之程度ニ際リ運賃ノ改メタルハ市電運賃全額ヲ以テセラレタシ

要求ニ應ジ難シ

市電運賃増徴ノ如ク引上ケラレタシ
イ 増立ヨリ「メートル」ニ改更ノ降ニ於ケル値下リ額ノ引上ケ

田 答

メートルニ改更ノ為値下リスルトナリ
口六号七号ヨリ八号ニ改更スルニ至ル里程加算ニ依ル半價引上ケ
現在以上加算ニ難シ

勞秘第四五三二第

昭和五年十二月十三日

警視總監 丸山 鶴吉



内務大臣 安達謙藏 殿
鐵道大臣 江木 翼 殿

各廳 府 縣 長 官 殿

(市電運賃増徴程度市電運賃全額ヲ以テセラレタシ)
市電運賃増徴ニ對スル關係方針ヲ

東京市對三團體勞傷爭議ニ關スル件 (第三十報、別報)

(4)

要旨 十一月六日、市協日本交通勞傷組合鐵道幹部會合ニ依リ決定セル市電爭議ニ對スル關係方針ヲ
詳記セル印刷物ヲ十一月發行ス

全場日本交通勞傷組合殘留幹部ハ本月六日夜深川方面某所ニ會
合シ對市三團體ノ爭議ニ關スル運動方針ヲ協議セル事ニ關シテ
ハ既報(十二月九日勞秘第四四八四号)ノ通ナルカ其ノ後右
會合ニ依リ決定セル市電爭議ノ關係方針ヲ指示セル別記ノ如キ

5 12 15
2006